

社会福祉法人 松野町社会福祉協議会 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人松野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事並びにその他の委員をいう。
- (3) その他の委員とは、評議員選任・解任委員及び定款33条における部会及び委員会の委員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。ただし、地方公共団体の常勤職員の役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 会長については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤の役員等並びにその他の委員については、報酬等を支給しないこととし、理事会及び評議員会並びにその他会議への出席や監事監査への出席などの法人業務を行う場合に費用を弁償する。
- (3) 報酬等を受ける役員には、前号の費用弁償を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の理事 報酬等 別表第1に定める額
- (2) 非常勤の役員等並びにその他の委員 費用弁償 別表第2に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の号による報酬等の区分に応じて、定める時期とする。

- (1) 報酬等 毎月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、嘱託職員賃金規程第3条の規定に準じて支給）

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する費用弁償は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに会長に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 会長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表第1（常勤の理事の報酬等）

役職名	報酬等の額
理事長（会長）	月額 50,000 円

別表第2（非常勤役員等の費用弁償額）

内容	日額
理事会及び評議員等の会議への出席	2,000 円
上記の他、法人業務のための会議等への出席	2,000 円

附則

- 1 この規程は、平成 30 年 1 月 24 日より施行する。（評議員会による承認日）
- 2 役員・評議員の費用弁償に関する規程（平成 18 年 8 月 29 日施行）及び社会福祉法人 松野町社会福祉協議会会長の報酬に関する規程（平成 22 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。